

改正

平成28年 3 月28日告示第41号

日野町成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者および精神障害者（以下「要支援者」という。）の福祉の増進を図るために、民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）に規定する成年後見制度について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、審判の請求（以下「審判請求」という。）をする場合における手続等について定めるとともに、その他成年後見制度の利用に対する支援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の種類)

第2条 この告示において、審判請求の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (6) 法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (7) 法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

(審判請求に係る調査)

第3条 町長は、審判請求を行うか否かの判断にあたっては、次に掲げる事項を総合的に調査し、勘案するものとする。

- (1) 要支援者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 要支援者の生活状況および健康状況
- (3) 要支援者に配偶者および2親等以内の親族がいない場合または音信不通の状況にある場合。
ただし、3親等または4親等の親族で審判請求をする者の存在が明らかである場合を除く。
- (4) 要支援者が虐待を受けるおそれ、または虐待を受けている疑いおよび事実があり、早急に

町長による申立てを行う必要があると判断される場合

(5) 保健、医療および福祉サービスの活用による要支援者に対する効果

(審判の決定)

第4条 町長は、前条の規定による調査に基づき、審判請求の可否を決定するものとする。

(審判の手続)

第5条 審判請求に係る申出書、添付書類および予納すべき費用、その他の手続は、要支援者に係る審判を所轄する家庭裁判所（以下「家庭裁判所」という。）の定めるところによるものとする。

(審判請求の費用負担)

第6条 町長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、要支援者の審判請求に要する費用を負担する。

2 前項の費用負担については、審判請求に必要な次の各号に掲げる費用に対して行うものとする。

(1) 郵便切手購入費用

(2) 収入印紙購入費用

(3) 医師による診断書作成費用

(4) 医師による鑑定費用

(5) その他町長が必要と認める費用

(審判請求費用の求償)

第7条 町長は、前条の規定により町長が負担した審判請求費用について、要支援者が負担すべきであると判断したときは、当該費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定により、家庭裁判所に対して当該費用の求償に係る申立てを行う。

2 町長は、前項の規定により家庭裁判所に対し審判請求費用の求償に係る申立てを行った場合において、家庭裁判所が要支援者の負担とする審判をしたときは、町長が負担した審判請求費用について、法第8条に規定する成年後見人、法第12条に規定する保佐人または法第16条に規定する補助人（以下「成年後見人等」という。）が選任された場合には、法第702条その他の規定に基づいて、成年後見人等を通じ、要支援者に対して当該費用を求償するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(成年後見人等に対する報酬の助成)

第8条 町長は、法第862条の規定により法第8条に規定する成年被後見人、法第12条に規定する被保佐人または法第16条に規定する被補助人（以下「成年被後見人等」という。）が成年後見人等に付与する報酬（以下「後見人等報酬」という。）の全部または一部について、費用を支給する

ことができる。

2 前項の規定による後見人等報酬の助成対象額は、法第862条、法第876条の5第2項および法第876条の10第1項の規定による報酬付与の審判が行われた場合において、家庭裁判所が決定する報酬額とする。ただし、月額2万円を限度とする。

3 後見人等報酬の助成対象期間は、報酬付与の審判によって決定された報酬対象期間とする。

(後見人等報酬の助成を受けることができる者)

第9条 後見人等報酬の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する成年被後見人等とする。ただし、成年後見人等が法第725条に規定する親族である場合を除く。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(2) 後見人等報酬を対象者が負担することにより、生活保護法に定める要保護者となる者

(3) 以下に規定する全ての要件に該当し、かつ、第1号に準ずる者として町長が認める者

ア 市町村民税非課税世帯であること。

イ 預貯金等の額が、単身世帯で40万円以下、世帯員が1人増えるごとに8万円を加算した額以下であること。

ウ 世帯員が居住する家屋その他日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

(4) その他後見人等報酬の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると町長が認める者

(後見人等報酬の助成申請)

第10条 助成対象者またはその者の成年後見人等（以下「申請者」という。）は、成年後見制度利用支援事業報酬助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に定める書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 報酬付与審判書謄本等の写し

(2) 後見事務報告書等の写し

(3) 預金通帳、預金証書、公的年金等の源泉徴収票、生命保険等の契約書の写し等収入の分かるもの

(4) 金銭出納簿、公租公課の納税通知書、領収書の写し等必要経費の分かるもの

(5) 財産目録、収支状況報告書、有価証券の写し等資産状況の分かるもの

(6) 成年後見人等が申請する場合にあっては、登記事項証明書または法定後見審判書謄本および確定証明書の写し

(資産状況等の報告)

第11条 町長は、前条の規定により後見人等報酬を助成するときは、申請者に対し、助成対象者の資産状況等について報告を求めることができる。

(助成の決定等)

第12条 町長は、第10条の規定による申請があったときは、その資産状況等を審査し、成年後見制度利用支援事業助成金交付（却下）決定通知書（別記様式第2号）により、決定内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知する。

(助成金の請求)

第13条 助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、成年後見制度利用支援事業助成金交付請求書（別記様式第3号）を添えて助成金の交付を請求するものとする。

2 受給者は、前項の規定による助成金の請求を1年に概ね1度行うものとする。

(報告義務)

第14条 受給者またはその者の成年後見人等は、受給者の資産状況等および生活状況に変化が生じたときは、資産状況等変更報告書（別記様式第4号）により速やかに町長に届け出なければならない。

(支給決定の取消し等)

第15条 町長は、後見人等報酬の助成を決定した場合において、次の各号のいずれかに該当する事項が発生したときは、支給額の決定の全部または一部を取り消し、もしくはその決定の内容またはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 受給者の資産状況等の変化により第9条の要件を満たさなくなったとき

(2) 偽りその他不正の手段により助成金を受給したとき

(3) その他の事情の変更により特別の必要が生じたとき

(支給金の返還)

第16条 町長は、後見人等報酬の助成後に、前条の規定により支給決定の取消し等を行ったときは、受給者に対し既に支給した決定額のうち全部または一部の返還を求めることができる。

(未支給の助成金)

第17条 受給者が町外に転出または死亡した場合において、その者に支給すべき後見人等報酬で支給しなかったものがあるときは、第10条の規定により申請することができる。

(譲渡および担保の禁止)

第18条 後見人等報酬の支給を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年 1 月30日から施行する。

(日野町成年後見制度利用支援事業実施要綱の廃止)

- 2 日野町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年日野町告示第81号）は、廃止する。

付 則（平成28年 3 月28日告示第41号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前に定める様式は、当分の間、必要な調整をして使用できるものとする。

別記様式第 1 号

成年後見制度利用支援事業報酬助成金交付申書

日野町長 あて

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、受給資格認定にあたり、申請者および世帯員の住民登録資料および税務資料等を関係機関において調査・照会・閲覧することに同意します。

申請日	年 月 日			
申請者 (成年被 後見人 等)	フリガナ		個人番号	
	氏名	印	後見等の 類型	後見・保佐・補助
	住所	〒 ー 電話番号 ()		
	施設入所・ 入院の場合 の住所・施 設名	〒 ー 電話番号 ()		
代理者 (成年後 見人等)	フリガナ		個人番号	
	氏名	印	電話番号	() ー
	住所	〒 ー		
	職業・申請者 との関係	専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士) 親族(本人との関係：) ・ その他()		
申請資格 (該当す る番号に ○)	1 生活保護受給者(受給開始日： 年 月 日) 2 資産等の基準を満たす生活保護受給者に準ずる者 3 その他			
申請額	円	報酬付 与対象	年 月 日 ~ 年 月 日	

※ 成年被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人および被補助人をいいます。
 ※ 成年後見人等とは、成年後見人、保佐人および補助人をいいます。
 ※ 成年後見人等が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 725 条に規定する親族の場合は助成を受けられません。

【必要書類チェックリスト】

- ☐ 報酬付与審判書謄本の写し
- ☐ 後見事務報告書等の写し
- ☐ 預金通帳、預金証書、公的年金等の源泉徴収票、生命保険等の契約書の写し等
- ☐ 金銭出納簿、公租公課の納税通知書、領収書の写し等
- ☐ 財産目録、収支状況報告書、有価証券の写し等
- ☐ 成年後見人等が申請する場合は登記事項証明書または法定後見審判書謄本および確定証明書の写し

別記様式第 2 号 (略)

別記様式第 3 号 (略)

別記様式第 4 号 (略)